

規制改革会議 投資促進等WG資料

平成27年11月27日(金)

内閣府

地方創生推進室

総合特区制度の概要

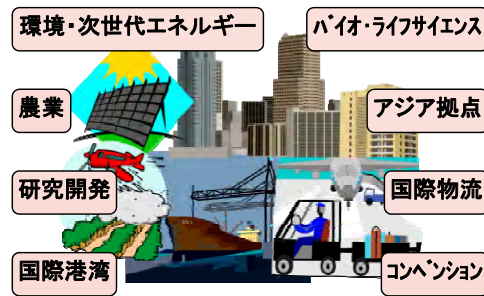
先駆的取組を行う実現可能性の高い区域に国と地域の政策資源を集中

- 地域の包括的・戦略的なチャレンジを、オーダーメイドで総合的(規制・制度の特例、税制・財政・金融措置)に支援
- 地域からの規制改革等の提案を受け、特区ごとに設置する「国と地方の協議会」でプロジェクト推進に向け協議

2つのパターンの「総合特区」

①国際戦略総合特区

我が国の経済成長のエンジンとなる産業・機能の集積拠点の形成



②地域活性化総合特区

地域資源を最大限活用した地域活性化の取組による地域力の向上



特例措置・支援措置

(1) 規制・制度の特例措置

※特例措置・支援措置は、「国と地方の協議会」の協議を踏まえ、累次追加

○地域の取組に応じ、地域の責任ある関与の下、踏み込んだ規制の特例措置を区域限定で実施
⇒ライフイノベーション、グリーンイノベーション等の本格展開の突破口

○個別の法令等の特例措置に加え、地方公共団体の事務に関し、政省令で定めている事項を条例で定められることとする
⇒ 地方分権を加速する突破口

(2) 税制上の支援措置

①国際戦略総合特区

○国際競争力強化のための法人税の軽減
(投資税額控除、特別償却、所得控除より選択)
⇒ 国際競争力ある産業・機能集積拠点整備

②地域活性化総合特区

○地域戦略を担う事業者に対する個人出資に係る所得控除
⇒ 地域の志のある資金を結集

(3) 財政上の支援措置: 関係府省の予算を重点的に活用。総合特区推進調整費により機動的に補完(H27予算50億円)

(4) 金融上の支援措置: 利子補給制度(0.7%以内、5年間)の創設 (H27予算5.8億円)

総合特別区域 第1次指定・第2次指定・第3次指定・第4次指定

国際戦略総合特区

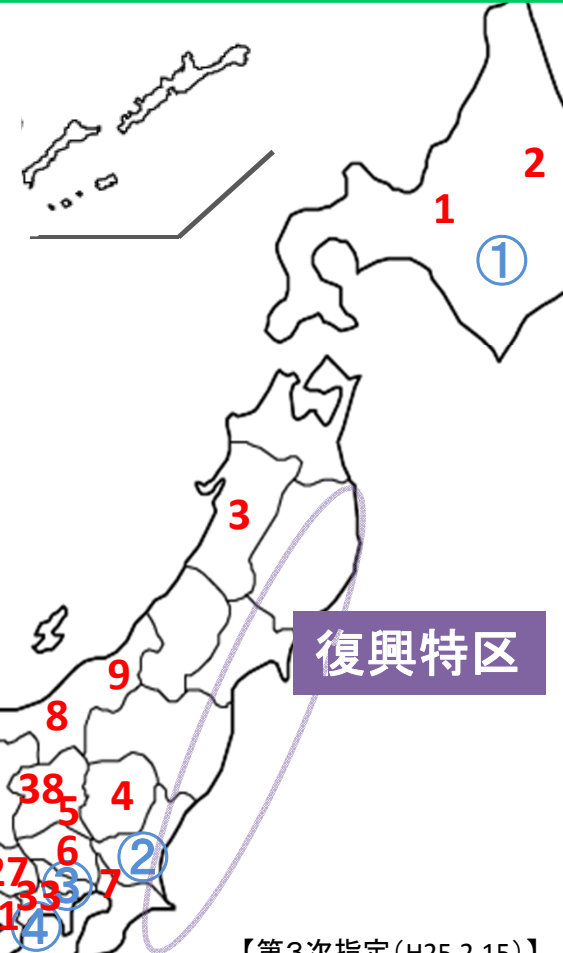
【第1次指定(H23.12.22)】

No.	国際戦略総合特区と地方公共団体の名称
国際1	北海道フード・コンプレックス国際戦略総合特区(北海道、札幌市、函館市、帯広市、江別市、音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、中札内村、更別村、大樹町、広尾町、幕別町、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町、浦幌町)
国際2	つくば国際戦略総合特区～つくばにおける科学技術の集積を活用したライフイノベーション・グリーンイノベーションの推進～(茨城県、つくば市)
国際3	アジアヘッドクォーター特区(東京都)
国際4	京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区(神奈川県、横浜市、川崎市)
国際5	アジアNo.1航空宇宙産業クラスター形成特区(長野県、飯田市、松川町、高森町、喬木村、豊丘村、岐阜県、岐阜市、大垣市、関市、美濃市、瑞浪市、恵那市、美濃加茂市、各務原市、可児市、郡上市、海津市、笠松町、垂井町、神戸町、安八町、坂祝町、川辺町、御嵩町、静岡県、浜松市、愛知県、名古屋市長久市、豊橋市、岡崎市、一宮市、半田市、春日井市、津島市、安城市、西尾市、犬山市、常滑市、小牧市、稲沢市、東海市、大府市、知多市、尾張旭市、豊明市、愛西市、清須市、北名古屋市長富市、みよし市、あま市、豊山町、大口町、蟹江町、飛島村、三重県、津市、伊勢市、松阪市、桑名市、鈴鹿市、いなべ市、木曽岬町、名古屋港管理組合)
国際6	関西イノベーション国際戦略総合特区(京都府、京都市、大阪府、大阪市、兵庫県、神戸市)
国際7	グリーンアジア国際戦略総合特区(福岡県、北九州市、福岡市)

地域活性化総合特区

【第1次指定(H23.12.22)】

No.	地域活性化総合特区と地方公共団体の名称
1	札幌コンテンツ特区(北海道札幌市)
2	森林総合産業特区(北海道下川町)
3	レアメタル等リサイクル資源特区(秋田県)
4	栃木発再生可能エネルギービジネスモデル創造特区(栃木県)
5	畜産バイオマスの高効率エネルギー利用、炭化・灰化利用による環境調和型畜産振興特区(群馬県)
6	次世代自動車・スマートエネルギー特区(埼玉県さいたま市)
7	柏の葉キャンパス「公民学連携による自律した都市経営」特区(千葉県柏市等)
8	持続可能な中山間地域を目指す自立的地域コミュニティ創造特区(新潟県長岡市)
9	健康長寿社会を創造するスマートウェルネスシティ総合特区(新潟県見附市等)
10	とやま地域共生型福祉推進特区(富山県)
11	ふじのくに先端医療総合特区(静岡県)
12	未来創造「新・ものづくり」特区(静岡県浜松市)
13	次世代エネルギー・モビリティ創造特区(愛知県豊田市)
14	京都市地域活性化総合特区(京都府京都市、京都府)
15	国際医療交流の拠点づくり「りんくうタウン・泉佐野市域」地域活性化総合特区(大阪府等)
16	あわじ環境未来島特区(兵庫県、兵庫県洲本市、南あわじ市、淡路市)
17	和歌山県「高野・熊野」文化・地域振興総合特区(和歌山県)
18	「森里海連携 高津川流域ふるさと構想」特区(島根県益田地区広域市町村圏事務組合)
19	たたらの里山再生特区(中山間地域における里山を活用した市民による地域再生の挑戦)(島根県雲南市)
20	ハイパー&グリーンイノベーション水島コンビナート総合特区(岡山県)
21	環境観光モデル都市づくり推進特区(広島県)
22	尾道地域医療連携推進特区(広島県)
23	次世代型農業生産構造確立特区(山口県等)
24	かがわ医療福祉総合特区(香川県)
25	西条農業革新都市総合特区(愛媛県西条市)
26	東九州メディカルバレー構想特区(血液・血管医療を中心とした医療産業拠点づくり特区)(大分県、宮崎県)



【第3次指定(H25.2.15)】

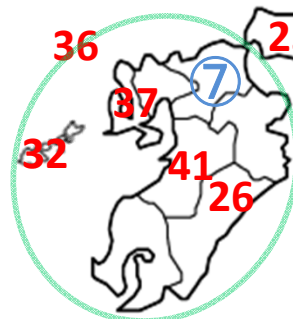
No.	地域活性化総合特区と地方公共団体の名称
33	さがみロボット産業特区(神奈川県)
34	ふじのくに防災減災・地域成長モデル総合特区(内陸のフロンティアを拓く取組)(静岡県)
35	岡山型持続可能な社会経済モデル構築総合特区(AAAシティおかやま)(岡山県)
36	九州アジア観光アイランド総合特区(福岡県等)
37	ながさき海洋・環境産業拠点特区(長崎県等)

【第4次指定(H25.9.13)】

No.	地域活性化総合特区と地方公共団体の名称
38	群馬がん治療技術地域活性化総合特区(群馬県)
39	地域の「ものづくり力」を活かした「滋賀健康創生」特区(滋賀県)
40	奈良公園観光地域活性化総合特区(奈良県)
41	千年の草原の継承と創造的活用総合特区(熊本県阿蘇市等)

【第2次指定(H24.7.25)】

No.	地域活性化総合特区と地方公共団体の名称
27	競争力と持続力を持つ交流6次化モデルの構築特区(山梨県南アルプス市)
28	みえライフイノベーション総合特区(三重県)
29	鳥取発次世代社会モデル創造特区(鳥取県)
30	先導的な地域医療の活性化(ライフイノベーション)総合特区(徳島県)
31	中心市街地と田園地域が連携する高松コンパクト・エコシティ特区(香川県高松市等)
32	権による五島列島活性化特区(長崎県五島市等)



沖縄の地域制度

指定金融機関に係る規定

総合特別区域法施行規則(抜粋)

第七条 法第二条第三項第三号 の内閣府令で定める金融機関は、次に掲げるものとする。

- 一 銀行
- 二 信用金庫及び信用金庫連合会
- 三 労働金庫及び労働金庫連合会
- 四 信用協同組合及び信用協同組合連合会
- 五 農業協同組合及び農業協同組合連合会
- 六 漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会
- 七 農林中央金庫
- 八 株式会社商工組合中央金庫
- 九 株式会社日本政策投資銀行

(※) 上記は地域活性化総合特区に係る規定。

国際戦略総合特区に係る規定は同施行規則第四条に規定されており、第七条と同内容。

指定金融機関に係る指定要件

(国際戦略総合特区 : 法第28条、施行規則第21条)

(地域活性化総合特区 : 法第56条、施行規則第37条)

<国際戦略総合特区・地域活性化総合特区共通>

- ・ 地域協議会の構成員であること
- ・ 総合特区支援貸付事業を安定して行うために必要な経理的基礎を有すること
- ・ 指定金融機関の指定を受けた日から3年以内に利子補給契約に係る貸付を行うことが見込まれること

<地域活性化のみ>

- ・ 地域活性化に係る事業に対する貸付実績があること又は地域活性化の取組を推進する取組を実施していること